

令和8年度第4回新潟地方最低賃金審議会 議事要旨

開催日時	出席状況
令和8年8月21日(金) 10時00分～11時30分	公益5/5 労働者側5/5 使用者側5/5
○主な審議事項 1 新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 8月5日答申に対し、3件の異議申し出あり (1) 異議申出者と主な主張 ① 新潟県労働組合総連合 ● 審議の非公開・議事録不作成への抗議 ● 最低生計費1,837円に対し1,108円は不十分 ● 1,700円以上への引き上げ要求 ● 地域間格差の是正 ② レインボーユニオン ● 生計費調査に基づく賃金設定を要求 ● 付帯決議の履行状況未検証への批判 ● 2者協議議事録未作成は運営規程違反であると主張 ③ えちごユニオン ● 物価高騰に対応した年2回の審議を要求 ● 全国一律最低賃金制度の確立 ● 1,700円以上への再審議要求 (2) 労働者代表委員の意見 金額への不満は共感するが、審議プロセスに不備はなく再審議不要 (3) 使用者代表委員の意見 適正と考える額を超える58円引上げに反対した立場から再審議の必要性なし 2 答申等の有無 有 答申通り(1,108円)決定が適当 3 新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議 (1) 各種商品小売業 企業内最低賃金(1,095円・1,102円)が新最低賃金(1,108円)を下回り 埋没⇒(結論)改正の必要性なし(企業内最低賃金引上げは見込めない模様) (2) 自動車(新車)・自動車部分品付属品小売業 一部労働協約が埋没(1,070円)、引上げ準備中も発効日までの完了見込み なし⇒改正の必要性なし	

(3) 電子部品・電気機械器具等製造業

適用労働者割合は全体32.19%、このうち情報通信機械器具製造業は0%

《労働者代表》必要性あり

概ね3分の1に達する

《使用者代表》必要性なし

適用労働者が存在しない情報通信機械器具製造業を営む事業者にも強制適用は不合理。

全体だけでなく各産業分類ごとにも適用労働者の割合は大多数、あるいは少なくとも半数以上あるべき。

ただし、厳格に3分の1以上あれば認めてきた過去の経緯は尊重する。

(4) 結論

全会一致に至らず → 改正の必要性なし

《使用者代表補足》

特定最低賃金を不要と考えているわけではない。適用労働者の拡大や協約賃金引き上げの取り組みを継続するよう要望

4 答申等の有無

有

特定最低賃金(3業種)の改正決定の必要性なし

5 今後の日程

第5回新潟地方最低賃金審議会(本審)については、令和8年3月に開催予定。

※公開状況:傍聴人6名 異議申出陳述人3団体3名、報道関係者4社8名